

ユニバーサルサービス制度の将来像に関する検討アジェンダ案 に対する意見招請結果及びこれに対する考え方

平成19年3月29日
総合通信基盤局

全般的な意見

提出者	意 見	考 え 方
ソフトバンク	全ての国民が高度な文化的生活と教育を享受できる環境を実現するためには、情報通信インフラの整備・維持が不可欠であり、この度、「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきもの」と定義されるユニバーサルサービスの将来像に関して、その内容及び実現手段等に関し幅広く検討されることについて、弊社共は賛同します。 弊社共のユニバーサルサービスの在り方に関する基本的な考え方は以下のとおりです。 ・ 全ての国民に対する高度な文化的生活と教育を実現すべく、時代に対応したユニバーサルサービスを確保することが必要。 ・ そのためには、NTT 東西が保有する情報通信インフラを真にオープン化することを目的としたアクセス回線網分離の実現や電気通信事業者間における設備共用等の推進により、情報通信インフラを効率的に構築・維持するとともに、それらを全ての電気通信事業者が公平に利用できる環境（ルール）を整備し、多数の電気通信事業者による自由なサービス競争が展開されるようにすべき。 ・ ユニバーサルサービスの確保にあたっては、前述のとおり各電気通信事業者が有するリソースを最大化・最適化することをまず第一に考えるべきであり、安易に基金制度や補助金等による設備構築・維持が検討されるべきではない。 今回総務省殿にて作成されたアジェンダ案は、上記の観点からユニバーサルサービスを検討するにあたり、必要な項目はほぼ網羅されていると考えられ、当アジェンダ案に沿ってユニバーサルサービスの将来像の検討を行うことに基本的に賛同します。	本研究会における議論全般の参考とする。 ユニバーサルサービスの在り方に関する基本的な考え方のご指摘については、1「ユニバーサルサービス政策の目的」における議論の参考とする。
イー・アクセス、イー・モバイル	本研究会にて詳細を検討する上では、ユニバーサルサービス基金の最終負担者である利用者への過大な負担を抑制するような議論をして頂くことを要望いたします。 本研究会の検討においては、検討アジェンダが多岐に渡るため、アジェンダに優先順位をつけた検討をおこなう必要があると考えます。 具体的には、「ユニバーサルサービスの基本的要件」を十分に議論頂き、その上で携帯電話またはブロードバンドサービス等について、ユニバーサルサービスの範囲として含めるどうかをご検討頂きたいと考えます。 弊社が考える本研究会の検討の進め方は次の通りとなります。 ＜弊社が考える主な検討項目優先順位＞ 1、ユニバーサルサービスの基本的要件 ↓ 2、ユニバーサルサービスの範囲の設定 ↓ 3、2.で設定したサービスにあわせた時間軸の設定と検討項目の整理 ↓ 4.適格電気通信事業者指定要件、コスト算定・負担方法等の詳細検討 また同時に、現在稼働しているユニバーサルサービス制度の運用状況を検証し評価することも、本研究会を進めていく上で極めて重要な項目と考えます。	現行制度の運用状況の検証・評価に関するご指摘については、本研究会における議論全般の参考とする。 利用者の過大な負担の抑制に関するご指摘については、3(4)③「コスト算定の在り方」における議論の参考とする。

1. ユニバーサルサービス政策の目的

【ユニバーサルサービスの構成要件】

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
1(1) ユニバーサルサービスの構成要件をどう考えるか			
1(1)① ユニバーサルサービスの基本的要件としては、 (a)国民生活に不可欠なサービスであるという特性(essentiality)、 (b)誰もが利用可能な料金で利用できるという特性(affordability)、 (c)地域間格差なくどこでも利用可能であるという特性(availability) の3つの構成要素を満たすことが求められているが、当該構成要素は必要十分であると考えられるか。	ケイ・オプティコム	総務省殿の意見に賛同いたします。	本項目における議論の参考とする。
	QTNet	ユニバーサルサービスの構成要件については、基本的にアジェンダ案に賛成。	同上
	NTT持株	ユニバーサルサービスの内容については、技術の変化等によりその内容が変化するものと考えておりますが、「いつでも、どこでも、誰にでも、最低限の通信手段を確保するためのもの」との考え方そのものは変わらないと考えます。 固定電話は、国民生活に不可欠な通信手段である音声通話を提供するサービスとして、不採算地域を含めて全国に普及しており、その実態を踏まえて、固定電話をユニバーサルサービスとして確保していく政策が採られてきたものと考えます。	同上
	KDDI	3つの構成要素は今後もユニバーサルサービスの基本的要件として、変更の必要がないものと考えます。 ユニバーサルサービスとは、「国民生活に不可欠」であって、国民全体に最低限のコミュニケーション手段として確保されるべきサービスであると考えます。基本的要件を踏まえ、ユニバーサルサービスの対象について議論を尽くすべきと考えます。	同上
	NTTドコモ	「国民生活に不可欠な電気通信サービスが全国あまねく提供されることを確保すること」を目的とする上では、現行の3つの構成要素で必要十分であるため、変更する必要はないと考えます。 もっともユニバーサルサービスは電気通信事業法において「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきもの」とされている通り、不可欠性が低廉性、普遍性の理由とされていることから、ユニバーサルサービスの範囲の見直しによるアクセス方法の多様化や複数の適格電気通信事業者の指定等を検討するにあたっては、不可欠性を念頭におき、利用者の料金や受益内容にも差異が生じることを想定した低廉性、普遍性の議論がなされるべきと考えます。	同上

		イー・アクセス、イー・モバイル 検討項目として、賛成致します。本研究会においては、構成要件の設定と共にそれぞれの要件について定義付け等を行う必要があると考えます。 『(a)国民生活に不可欠なサービスであるという特性(essentiality)』について不可欠サービスの定義を検討する必要があると考えます。 具体的には「ライフラインとして生命及び安全のために必要な」「文化的な生活を送るため」もしくは「国民としての当然の権利のため」など、明確な定義の検討を行ないコンセンサスを得る必要があると考えます。 『(b)誰もが利用可能な料金で利用できるという特性(affordability)』について利用可能な料金の決定プロセスを検討する必要があると考えます。 具体的には「だれが」「どのような判断」で料金を定めるのか、また定められた料金が利用可能な水準にあるかどうかを「だれが」「どのような判断」で決定するのか、明確にする必要があると考えます。 『(c)地域間格差なくどこでも利用可能であるという特性(availability)』について「地域間格差なし」の定義を検討する必要があると考えます。 具体的には地域性によって、一切の料金等の格差を認めないのか、もしくは許容される料金等の格差範囲の程度について検討する必要があると考えます。	同上
		ウィルコム ユニバーサルサービス制度について新たな視点で議論をするとしても、仮に、電気通信事業者が負担することとなった場合、最終的には、その負担はユーザーである国民が負担することとなります。 ユニバーサルサービスを考える上で、負担する側の理解を得ることが大切と考えており、そういった観点から、不可欠なサービスはどのようなものを議論すべきと考えます。 議論するにあたっては、そのユニバーサルサービスで必要とされる条件はなにかを IP 化が進展する中、十分に議論すべきものと考えます。(必要とされる情報はなにか、必要とされる情報を得るための通信速度等)	同上

		全日本ろうあ連盟	現在は個々の障害のハンディギャップを補う「バリアフリー」から誰もが当たり前に使える「ユニバーサルデザイン」への流れが加速しており、ユニバーサルデザイン対応に伴う発生費用はそれぞれの企業・行政が負担するようになっています。 聴覚障害者の情報アクセス制約の解消も、これらの流れと軌を一とするものであり、従来のユニバーサルサービスの対象を「地理的な地域格差」に限定する要件を「マイノリティ的な格差」を解消する要件として再定義すべきと考えます。 聴覚障害を有していても、「国民が最低必要とする不可欠なサービスにアクセス出来ること」を保障するマルチモーダル性（誰もがどこからでも同様に同質の情報を取り扱えること）を国が保障しなければならないことを強く主張したいと思います。 マルチモーダル性の確保は「リテラシー格差政策」等の個別対応で解決出来るものではなく、ネットワークの基本構成要素として織り込むことが重要であるということに他なりません。 また、今後のIP電話の普及等により、固定＋モバイル＋放送サービスが融合され、新たなネットワーク構成要素、プラットフォームが出来てくるとしても、このようにネットワークの基幹部分にマルチモーダル対応機能を位置づけるものと定義すれば、将来、どのように技術が発展したとしても本定義への影響は発生しないものと思われます。	本項目における議論の参考とする。
1(1)②	上記①に関連して、ユニバーサルサービス政策は地理的格差の解消を目的とするものであり、所得格差やリテラシー格差の解消を図る社会福祉政策とは一線を画するものであると整理されているが、こうした整理は引き続き妥当と考えられるか。	CIAJ	a) PSTN をベースとした環境における「国民生活に不可欠なサービス」と、IP 化・ブロードバンド化が進化した将来の環境における「国民生活に不可欠なサービス」とは異なる可能性がある。こうした可能性を踏まえ、社会福祉政策やサービス提供地域の拡大振興策と連携を持ちながら、3つの構成要素の定義の再検討が必要と考える。検討の際には、「安心安全の確保」の視点を考慮する必要があると考える。 b) 将来のユニバーサルサービスの対象として何を選択するか、あるいはどのような前提条件の下にユニバーサルサービス制度の将来像の選択肢を提示するのかについて、サービスを受けるユーザの視点で整理する必要がある。	本項目における議論の参考とする。
		QTNNet	現在の電気通信サービスの枠の中では、所得格差やリテラシー格差の解消を図る社会福祉政策は切り離して整理するべきと考える。ただし、今後、高齢化社会が進展することを考えた場合、電気通信サービスの枠を越えた社会福祉政策も目的の一つとして考える必要があると考える。 社会福祉政策を目的の一つとする場合は、その条件または基準をどのようにするか検討する必要があると考える	同上
		イー・アクセス、イー・モバイル	すでにサービス提供地域拡大が完了している電話サービスにおいては、現行の本整理は妥当であると考えます。 しかしながらリテラシー格差解消も課題とされているブロードバンドサービスにおいては、現行の本整理見直しの議論は避けられないと考えます。 そのため、検討項目については、電話サービスとブロードバンドサービスとにわけて整理するのがよいと考えます。	本項目においては、御指摘の観点も含んでいる。

1(1)③ ブロードバンドサービスのようにサービス提供地域の拡大途上にあるものについては、提供地域の拡大は税制支援等の振興政策の枠組みで実現することとし、ユニバーサルサービス政策は全国提供が確保されているサービスの中で、不可欠性が高いと認められるサービスの維持費用について地理的格差の解消を図ることとしているが、こうした整理は引き続き妥当と考えられるか。	QTNet	提供地域の拡大途上にあるサービスについては、提供地域の拡大は国の支援等による振興政策の枠組みで実現し、ユニバーサルサービス政策は、ユニバーサルサービスの維持費用について地理的格差解消を図るとする整理は妥当と考える。 ただし、フルIP化への移行過程においては、ユニバーサルサービスを「全国提供が確保されている」サービスに固定せず、サービス提供地域の拡大途上であってもユニバーサルサービスとするなど、柔軟な対応が必要であると考ええる。 - 例えば、PSTNの後継として、IP電話がフルIP化時代のユニバーサルサービスとなることが考えられるが、IP電話（OAB-J）が全国展開されるまでユニバーサルサービスとならないとすると、PSTNからIP電話（OAB-J）への移行により、PSTN不採算地域の赤字が拡大し、負担が増大することが考えられる。 - この場合、一つの解決方策として、IP電話（OAB-J）をユニバーサルサービスとし、IP電話（OAB-J）サービスが提供できる状況となった場合は、当該地域のPSTNはユニバーサルサービス制度の補てん対象地域から除外することも考えられる。 また、社会福祉政策を目的の一つとする場合は、その条件または基準をどのようにするか検討する必要がある。	本項目における議論の参考とする。 また、フルIP化への移行過程に関するご指摘については、3「フェーズ 2(2010 年以降)」における制度見直しの方向性」における議論の参考とする。
	NTT持株、NTT西日本	ブロードバンドサービスのように、競争環境の中でサービス展開やエリア拡大が行われている段階にあるサービスについて、事業者だけでサービスを提供することが困難な地域でのサービス提供のために採られる公的な振興政策は、ユニバーサルサービス政策とは別に考えるという現在の整理が適切であると考えます。	本項目における議論の参考とする。
	イー・アクセス、イー・モバイル	検討項目として賛成致します。現行の整理が妥当であると考えます。 ブロードバンドサービスのように市場としてまだ成熟していないサービスに対して、提供地域の拡大をユニバーサルサービス基金にて補填した場合、補填によって独占性を高める可能性があり、その市場競争が健全に進展しなくなる可能性があるため、慎重な検討が必要と考えます。	同上

【その他の検討事項】

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
1(2) 上記(1)のほか、ユニバーサルサービス政策の目的として考慮すべき事項はあるか。	東京地婦連	ユニバーサルサービス制度がどうあるべきかを検討するに際し、常に、その負担額がどの程度になるのかを極力具体的に明示しながら検討を進めてください。私たちが求める制度はどの程度の負担で実現することができるのが明確でなければ、責任のある議論参加は困難になります。 また、格差社会と言われる現状で、広く国民にも負担を求める以上、大幅な負担増は避けるべきと考えます。	3(4)③「コスト算定の在り方」における議論の参考とする。

	全難聴	構成要素としてアクセシビリティ(accessibility)を加えるべきである。 理由: 国連の障害者権利条約の制定等、世界並びに日本社会が高齢者・障害者の福祉向上を目指す趨勢にあり、その趨勢に呼応して障害者自立支援法、各種バリアフリー等の JIS 規定の制定並びに総務省所掌による日本提案により審議が進められてきた「電気通信アクセシビリティガイドライン」が、ITU-Tの勧告として承認され、それらの国際標準化の達成に鑑み、「ユニバーサルサービス構成要件」として高齢者障害者配慮のアクセシビリティ事項を構成要素として加えるべきである。つまり、(a)国民生活に不可欠なサービスであるという特性(essentiality)、(b)誰もが利用可能な料分で利用できるという特性(affordability)、(c)地域間格差なくどこでも利用可能であるという特性(availability)、(d)として高齢者・障害者が利用できる特性(accessibility)を加えるべきである。	1(1)「ユニバーサルサービスの構成要件」における議論の参考とする
	KDDI	平成17年10月の「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」答申においても、「基金による補填の対象は、これを拡大すれば格差なくサービスを享受できる利用者が増加する一方で、その提供費用も膨らむ。＜略＞その補填対象は限定的であることが望ましい」との考え方が示されているところ。 ユニバーサルサービスの範囲を検討するにあたって、ユニバーサルサービスの最終的なコスト負担者は国民全体であるため、コストの最小化について、検討アジェンダに追加して頂きたいと考えます。	3(4)③「コスト算定の在り方」における議論の参考とする。

2. ユニバーサルサービス制度に係る検討の時間軸

【検討に際してのフェーズ分けの妥当性】

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
2(1) ブロードバンド化・IP化の進展の過程において、PSTN網とIP網が当分並存し、その後、段階的にIP網への移行が進展していくものと考えられる。その際、ユニバーサルサービス制度の在り方についても、PSTNからIP網への移行段階について幾つかの段階に分けて検討を進めることが適当ではないか。	QTNNet	現時点も含め、“フル IP 化時代のユニバーサルサービスが全国提供された時点”までは、PSTN からフル IP 化への移行過程であり、すみやかに移行過程におけるユニバーサルサービス制度のあり方を検討すべきと考える。 国の「2010 年までにブロードバンドゼロ地域解消」や NTT の「2010 年までに FTTH3000 万回線提供」が進んだとしても、2010 年に、全ての PSTN 電話加入者が、フル IP 化時代のユニバーサルサービス(例えば、IP 電話(OAB-J))を利用できる状況になるとは言えない。 フル IP 化時代までの移行期間におけるユニバーサルサービス制度は、これまでどおり PSTN を対象に継続されと考えられ、今後予想される負担増への対策を検討する必要があると考える。 この一方策として、「PSTN 不採算地域において、国の支援によりユニバーサルアクセスが整備され、IP 電話(OAB-J)サービス(PSTN の後継サービス)が提供できる状況となった場合は、当該地域の PSTN はユニバーサルサービス制度の補てん対象地域から除外する」ことも考えられ、この点も踏まえて検討すべきと考える。	2(2)における議論の参考とする。 また、今後予想される負担増への対策については、3(4)③「コスト算定の在り方」における議論の参考とする。
	NTT持株	当面は提供エリアの普遍性、サービスの不可欠性、料金の低廉性から固定電話がユニバーサルサービスに該当するものと考えますが、ブロードバンド化、IP化の進展の中で、PSTNとIP網の併存する期間とフルIP網化に向かう期間に区分して議論することは妥当と考えます。	本項目における議論の参考とする。
	NTT西日本	2010年時点まで(フェーズ1)とそれ以降(フェーズ2)に区分しフェーズ2の期間をターゲットに検討するアジェンダ案となっていますが、当面は、ユニバーサルサービスの3要件に照らして、固定電話	同上

		がユニバーサルサービスに該当するものと考えます。したがって、アジェンダ案のとおり、フェーズを区分して検討することは妥当と考えます。	
	イー・アクセス、イー・モバイル	時間軸を設けフェーズ分けを行なうことについて、賛成致します。	同上
	個人	ユニバーサルサービス制度は全国民が通信を享受できることが目的であることから、通信方式はアナログからデジタルに移行している。よって全国デジタルIP通信網の構築と保全である。その上に載るブロードバンド化はユニバーサルサービスに含めない。通信のIP化はNGN網の構築に向け急激に進展することから、フェーズ分けではなく、国の将来展望を見極め検討すべきである。	同上

【具体的なフェーズ分けの方法】

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
2(2) 上記(1)について、具体的にどのようにフェーズ分けを行うことが妥当と考えられるか。			
2(2)① NTT中期経営戦略(05年11月)において2010年度には次世代ネットワークによる光サービスを3,000万の利用者に広げていく計画であることや、総務省「次世代ブロードバンド戦略2010」(06年8月)において2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域を解消することを整備目標としていることを勘案すれば、2010年時点まで(フェーズ1)とそれ以降(フェーズ2)に分けることが考えられるのではないか。	イー・アクセス、イー・モバイル	検討の時間軸については、すでにユニバーサルサービスとなっている加入電話と、今後ユニバーサルサービスの範囲に含めるべきか検討が行なわれるブロードバンドとは区別して設定すべきです。 加入電話の検討では、現在のPSTNでの提供を前提としている時期を第1フェーズ、そしてユニバーサルサービスとしての加入電話がIP網で提供され、既存顧客の移行が始まる時期から第2フェーズとすべきと考えます。	本項目における議論の参考とする。
	NTTドコモ	2010年はNTT中期経営戦略や総務省「次世代ブロードバンド戦略2010」における計画や目標の基準であり、今回のフィージビリティスタディの結論と2010年到来時の状況に乖離があった場合には、フェーズの区分が2010年の状況と合わないものになります。 そのため、年次で区切るのではなく、PSTN網とIP網が並存する期間とフルIP化に向かう過程という状況で分ける時間軸であれば、フェーズ移行の必要性和状況が一致するため現実的であると考えます。	ご意見を踏まえ、2(2)①を「PSTNとIP網が当分併存する2010年頃の時点(フェーズ1)とそれ以降の時点」という記述に修正。
2(2)② 仮に上記①のフェーズ分けをした場合であっても、フェーズ2の中でフルIP化に向かう過程とフルIP化が完了する時点といった移行段階の程度の相違に留意する必要があるのではないか。	—	—	—
2(2)③ 特に、上記②におけるフェーズ2の移行段階の程度の相違を考える上では、PSTNをどの時点まで維持するかについて一定の具体的な方向性が得られることが前提条件になるのではないか。	イー・アクセス、イー・モバイル	電話サービスのための時間軸を検討する上では、まずはNTT殿よりPSTNからIP網移行における電話サービスの移行計画を示して頂き、それを基に時間軸を設定すべきと考えます。 具体的には、NTT殿ひかり電話のようなIP電話サービスについて、ブロードバンドサービスを契約しなくても電話サービス単体で契約できる環境となり、NTT殿が現在の固定電話をIP電話サービスへ本格的に移行を実施できるようになる前と後にフェーズを分けて検討すべきと考えます。 ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスの範囲とした場合においては、ブロードバンドゼロ地域が解消される時期をフェーズの転換期とすることは同意いたしますが、ユニバーサルサービスにかかる	本項目における議論の参考とする。

			コストを試算するためには提供手段の目途がたっていないと困難と考えます。従いまして、フェーズ分けの時期には異論はありませんが、フェーズ2以降の具体的な議論は「次世代ブロードバンド戦略2010」の具体的なアクションプランが明確になってから行なうべきです。	
--	--	--	---	--

【その他の検討事項】

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
2(3) 上記(2)のほか、ユニバーサルサービス制度に係る検討の時間軸として、考慮すべき事項はあるか。	全難聴	新構成要素(accessibility)の具現化に向け、時間的要素を考えるべきである。 理由:(d)高齢者・障害者が利用できる特性(accessibility)の内、特に電話リレーサービスの具現化に向け開発計画には時間軸に組み込むことが不可欠である。	accessibility に関するご指摘については、本項目における議論の参考とするとともに、1(1)「ユニバーサルサービスの構成要件」における議論の参考とする。

3. フェーズ2(2010年以降)における制度見直しの方向性

【ユニバーサルサービスの範囲】

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
3(1) ユニバーサルサービスの範囲をどう考えるか。			
3(1)① 携帯電話が国民利用者に普及するとともに、IP化の進展に伴い、FMCサービスに代表されるように固定・移動という市場区分の垣根が失われてきている。こうした中、固定電話以外にもモビリティを有するサービスをユニバーサルサービスとすることは妥当か。これに関連して、 (ア)モビリティを有するサービスの「あまねく提供」の地理的要件についてどう考えるか。 (イ)携帯電話の加入数は固定電話を上回っているが、他方、料金面では携帯電話の料金は固定電話の料金を上回っている。また、携帯電話の利用実態を見ると、依然固定電話の補完的利用であるとも考えられる。こうした携帯電話の“essentially”(不可欠性)と	NTTドコモ	今回の議論はフェーズ2を対象にしているものと認識しておりますが、フェーズ2における制度見直しの方向性の議論の中で、3(1)①(ウ)のように現行制度において携帯電話を加える等を議論することは不適切であり、またフェーズ1においては現行制度のまま運用することで十分であると考えます。	ご意見を踏まえ、3(1)①(ウ)を「固定電話に加え、携帯電話を新たにユニバーサルサービスとして位置づける場合」という記述に修正
	KVH	ユニバーサルサービスの範囲には、携帯電話を追加して議論するべきである。なぜなら、移動体端末は、端末数において固定端末を凌駕しているのみならず、簡易なインターネット端末及び電子マネー端末としてその重要性を益々増加しており、きたるべきユビキタス社会の中心となるものと考えられるからである。	
	ケイ・オプティコム	現状通り、固定電話について、ユニバーサルサービス範囲とすることが適当と考えます。但し、公衆電話サービスについては、携帯電話等の代替となる手段が確保されていることから、対象外とすべきと考えます。 携帯電話、ブロードバンドサービス、IP電話については、ユニバーサルサービスの範囲とすべきではないと考えます。 また、今後、固定電話から0ABJ-IP電話への移行拡大に伴い、既存固定電話の赤字増加の歯止めが利かなくなる恐れがあることから、ユニバーサルサービス負担金の増加を軽減していくことを検討していくことも必要と考えます。	同上
	NTT持株	携帯電話は、競争環境の中でサービス展開が行われてきたものであり、また現時点では、料金水準が固定電話に比べて割高であり、未カバーエリアの整備に多大なコストが必要であることから	同上

	“affordability”(低廉な利用可能性)の関係をどう評価するか。 (ウ) 現行制度において携帯電話を新たにユニバーサルサービスとして付け加える場合、ユニバーサルサービス制度の負担金が増加することが想定されるが、これをどう考えるか。		ユニバーサルサービスに含めることは適切でなく、また、①将来的にも、固定電話と比較して低コストで提供可能となるのか、②経済性を確保しつつどの程度まで提供エリアの拡大が可能なのか、等は現時点では不明であります。	
		ソフトバンク	携帯電話をユニバーサルサービスとするか否かを検討する場合には、以下のような項目についてもあわせて検討される必要があると考えます。 ・ユニバーサルサービスの範囲となるエリアの定義について(居住地域のみであるのか、非居住地域も含まれるのか等) ・携帯電話事業者における技術方式の差異について(3G における W-CDMA と CDMA2000 等) ・ユニバーサルサービスの範囲となるサービス内容・対象について(音声通話、メール等) ・ローミングや設備共用等による効率のインフラ構築の在り方について携帯電話のエリア整備に係るコストについて(*1) (*1):「携帯電話サービスにおけるエリア整備の在り方に関する調査研究会」報告書(平成 15 年 3 月 10 日)において、エリア整備に要する費用試算がなされています(別添参照)。その後の携帯電話事業者によるエリア整備の状況等を反映した最新のデータを、議論の参考として使用することも考えられます。	本項目において、携帯電話のエリアについての観点やコスト増についての観点は盛り込んでいるところ。その他のご指摘の点については、本項目における議論の参考とする。
		イー・アクセス、イー・モバイル	検討項目として賛成致しますが、携帯電話をユニバーサルサービスの範囲として検討する前に、まずは『1. ユニバーサルサービス政策の目的』にてユニバーサルサービスの構成要件を十分に議論した上で、判断すべきと考えます。また、携帯電話と別に、携帯電話以外の無線サービスについても検討を行なうのがよいと思います。具体的には、固定無線サービスやブロードバンド無線サービスについても検討を行なうべきと考えます。 (イ)に関して、複数のサービスがユニバーサルサービスの範囲となった場合に、基金負担金が過大なものとなり健全な市場競争を阻害するおそれがあります。そのため、携帯電話サービスがユニバーサルサービスの範囲とする場合には次の2通りの方法で検討するのがよいと考えます。 ・ 携帯電話を固定電話の補完的サービスとして捉え、携帯電話が固定電話のコストよりも安価にサービス提供できると判断されたエリアでは携帯電話をユニバーサルサービスとして提供する、もしくは携帯電話のコストと同程度まで固定電話でもコスト削減を行なうといったコスト削減のインセンティブを与える方法。 ・ ユニバーサルサービスの範囲として、固定電話を除外し、携帯電話サービスのみとする方法。 (ウ)について、携帯電話の機能すべてをユニバーサルサービスの範囲とするのではなく、機能ごとに範囲を限定することで負担を軽減することについてどう考えるか、を検討項目にあげるのがよいと考えます。	本項目における議論の参考とする。 (ウ)に関するご意見については、携帯電話をユニバーサルサービスの対象に加えた場合の負担金の増加については本項目で記述しており、ご意見の観点も含むものと考えます。

3(1)② ブロードバンド基盤の整備が進み、2010年の段階で全国いずれの地域においてもブロードバンドサービスを利用することが可能になることが政策目標として掲げられている。こうした中、 (ア)ブロードバンドサービスについても、携帯電話と同様に、当該サービスの”essentiality”(不可欠性)と”affordability”(低廉な利用可能性)の関係をどう評価するかという問題が出てくるのではないか。 (イ)現行制度においてブロードバンドサービスを新たにユニバーサルサービスとして付け加える場合、ユニバーサルサービス制度の負担金が増加することが想定されるが、これをどう考えるか。 (ウ)ブロードバンドサービスは、現在の固定電話と異なり、伝送速度やQoS(Quality of Service)の面で様々なグレードのものが存在しており、一意的に定義することが困難であるという特性を有する。他方、特定の基準をもってユニバーサルサービス制度の対象となるブロードバンドサービスを定義したとしても、急速な技術革新等の影響により当該基準が短期間で陳腐化するおそれがあるが、こうした点をどう考えるか。	NTT持株、NTT東日本	ブロードバンドサービスも競争環境の中でサービス展開やエリア拡大が行われており、現時点では固定電話と比べて割高であり、エリア的にも事業者の経営努力のみで全国普遍的に提供することは困難な状況にあり、またIP電話をサービスの一部として提供するIP統合サービスであるブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとすることにより、従来、音声通話を対象としてきた「不可欠な通信手段」の範囲を拡大させることによる社会的なコスト負担の増加について、慎重な検討が必要であると考えます。	本項目における議論の参考とする。
	個人	「災害時に強い」、「低価格なブロードバンド」、「提供するものの陳腐化」という観点から、ユニバーサルサービスの提供手段としてADSLを重要視する必要があると思っているので、その点についてご議論いただきたい。 短期的にはともかく、2010年以降の将来に残るのは、光の電話網ではなく、光が普及することにより大量発生するかもしれない「ドライカッパ電話線」の復活だと、私は考えています。 光と、従来の電話によるADSLと、あるいは別のサービスという選択肢もありますが、いずれがユニバーサルサービスの提供手段として優れているのか、短期的な経済原理にとらわれない、国民の安全、安心という視点に立ったご議論がなされることを、心より希望申し上げます。	同上
	イー・アクセス、イー・モバイル	検討項目として賛成致しますが、ブロードバンドサービスにおいてはユニバーサルサービスの範囲として検討する前に、3.(1)にて意見した内容と同様に、まずは『1. ユニバーサルサービス政策の目的』にてユニバーサルサービスの構成要件を十分に議論した上で、判断すべきと考えます。 また、検討項目として、ブロードバンドサービスの定義についても、慎重な検討が必要と考えます。様々なアクセス手段が存在するブロードバンドサービスにおいては、それらサービスの技術中立性を担保するためにも、利用者側の立場から見たスペックを基に定義すべきであり、またどの程度のスペックが必要かということも、ユニバーサルサービスの要件との整合性も考慮して検討すべきだと考えます。	本項目及び1(1)「ユニバーサルサービスの構成要件」における議論の参考とする。
3(1)③ 上記②に関連して、例えばIP電話をユニバーサルサービスとして位置付けることについてどう考えるか。 (ア)IP電話サービスはブロードバンドサービスの一部として提供されており、またアプリケーションベースで提供されている形態のものも存在するなど、サービス内容は多岐にわたる。仮にIP電話をユニバーサルサービスとして位置づける場合、どのような基準をもってユニバーサルサービスの範	QTNNet	“電話”(音声通話サービス)が「国民生活に不可欠な電気通信サービス(ユニバーサルサービス)である」という考え方は、今後も変わらないと考える。 この電話について、緊急通報機能を有していること、日本全国どこでも利用できる点を考慮すると、ユニバーサルサービスとして、現在の固定電話(PSTN)以外には、IP電話(0AB-J)が考えられる。	本項目における議論の参考とする。
	イーアクセス、イーモバイル	検討項目として賛成致します。 ブロードバンドサービスの一部として提供されるIP電話サービスの検討は、ブロードバンドサービスがユニバーサルサービスの範囲とされていない段階においては、検討タイミングとしては時期尚早ではないかと考えます。 また、ブロードバンドサービスに依存せず電話サービス単体で提供されるIP電話サービスを検討	同上

	圏を確定することが可能か。 (イ) 上記に関連して、OAB～J番号を付与されたIP電話を現行の固定電話と同様にユニバーサルサービスとして位置付けることについてどう考えるか。		するのであれば、2.(2)にて意見したように、まずはNTT殿よりPSTNからIP網移行における電話サービスの移行計画を示して頂き、それを基に設定された時間軸の上で、検討を進めていくべきと考えます																										
3(1)④ 上記①～③のほか、ユニバーサルサービスの範囲の見直しについて検討すべき事項として、どのような項目が考えられるか。	QTNet	今後、高齢化社会が進展し、高齢者の健康・福祉政策を目的としたサービスが出現することが考えられるが、この場合、ユニバーサルサービスとして確定する条件または基準をどうするか検討する必要がある。	1(1)②)「ユニバーサルサービスの構成要件」における議論の参考とする。																										
	ソフトバンク	ユニバーサルサービスの範囲については、対象となるサービス／機能とその提供に用いられる技術を整理して検討することが必要です。一例として、以下のような表を用いてどのようなサービス／機能をどのような技術と組み合わせて対象とすることが適当であるかについて検討すべきであると考えます。 <table border="1"><thead><tr><th></th><th colspan="4">ユニバーサルサービス提供に利用する技術</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">ユニバーサルサービス対象 (サービス／アプリケーション)</td><td></td><td>固定電話 (PSTN)</td><td>FWA</td><td>ブロードバンド</td><td>携帯</td></tr><tr><td>固定音声通話</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ブロードバンド</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>携帯 (音声＋モバイル／パーソナル)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 拡大途上にあるブロードバンドをユニバーサルサービスの対象として含めるか否かを検討する場合には、市場状況を勘案することが必要です。特に、光アクセスによるブロードバンドについては、NTT 東西のシェアが拡大し、独占への回帰が進んでいることから、ユニバーサルサービス提供と公正競争確保の関係についても議論することが必要であると考えます。具体的には、光アクセスによるブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとする場合には、少なくとも機能分離等によるアクセス回線網の分離及びアクセス回線網整備の義務化により、NTT 東西と競争事業者間の公正競争環境を保障した上でユニバーサルサービスを確保することが必要であると考えます。 例えば、英国 BT のオープンリーチにおけるユニバーサルサービス義務とアクセス回線網分離の関係等について検証することは、今後のユニバーサルサービスの議論においても有用であると考えます。		ユニバーサルサービス提供に利用する技術				ユニバーサルサービス対象 (サービス／アプリケーション)		固定電話 (PSTN)	FWA	ブロードバンド	携帯	固定音声通話					ブロードバンド					携帯 (音声＋モバイル／パーソナル)					3「ユニバーサルサービスの範囲」全体における議論の参考とする。
		ユニバーサルサービス提供に利用する技術																											
ユニバーサルサービス対象 (サービス／アプリケーション)		固定電話 (PSTN)	FWA	ブロードバンド	携帯																								
	固定音声通話																												
	ブロードバンド																												
	携帯 (音声＋モバイル／パーソナル)																												
NTT持株、NTT東日本	ユニバーサルサービスは、現時点(フェーズ1)では、固定電話が該当していると考えますが、フェーズ2においては、今後の技術革新やPSTNの維持コストの増加も見込まれることから、将来的には固定電話よりも低コストで提供が可能なサービスが登場してくる可能性があると考えます。 そのような場合であっても、仮に、同一エリアにおいて複数のサービスをユニバーサルサービスに位置付け、携帯電話やブロードバンドサービスを新たに付け加えてサービスの選択をユーザに委ねるとすれば、サービス維持のために複数の通信手段を確保することが必要となり、社会的なコスト負担の増加につながります。従って、同一エリアで複数のサービスをユニバーサルサービスに位置付けることは不適切であり、エリアによって相対的に見て低コストで提供可能なサービスに限定すべきと考え	ご意見を踏まえ、3(1)④として「同一エリア内で複数のサービスをユニバーサルサービスに位置づけることについてどう考えるか。また、同一エリア内において、相対的にみて低コストで提供可能なサービスに限定することについてどう考えるか」という記述を追加。																											

			ます。	
		NTT東日本	固定電話は、国民生活に不可欠な通信手段である音声通話を提供するサービスとして、不採算地域を含めて全国に普及している実態を踏まえて、ユニバーサルサービスとして確保する政策が採られてきました。しかし、将来的には電話網維持コストの増加が見込まれることから、固定電話よりも低コストで提供可能なサービスが登場してくる可能性を含めて検討を行う必要があると考えます。 そのような場合に、仮に、同一エリアにおいて複数サービスをユニバーサルサービスに位置付け、サービスの選択をユーザに委ねるとすれば、サービス維持のために複数の通信手段を確保することが必要となり、社会的なコスト負担の増加につながります。従って、エリアによって相対的に見て低コストで提供可能な音声通話サービスを最低限の通信手段と位置付けるべきであると考えます。	同上
		NTT西日本	ユニバーサルサービスは、現時点（フェーズ1）では、固定電話が該当していると考えますが、フェーズ2においては、固定電話よりも普及度が高く誰もが利用可能な料金のサービスが登場してくる可能性があると考えます。 携帯電話、ブロードバンドサービス、IP電話は、今後の技術革新やお客様ニーズの変化により、どの程度の普及度や料金の低廉性を見せるのかも踏まえつつ、ユニバーサルサービスの3要件にこれらサービスが該当するか否か、今後、慎重に検討していく必要があるものと考えます。	3「ユニバーサルサービスの範囲」全体における議論の参考とする。
		KDDI	「次世代ブロードバンド戦略2010」を推進し、デジタル・ディバイドを解消することは重要な課題であると考えます。 しかしながら、サービスの普及における地域間格差を是正することを目的にしたデジタル・ディバイド解消とユニバーサルサービス制度の議論は厳密に区別して検討すべきと考えます。	1(1)③「ユニバーサルサービスの構成要件」における議論の参考とする。
		全日本ろうあ連盟	聴覚障害者のアクセス手段として、メディア変換サービス、ブロードバンドサービス、公衆電話、緊急通報を補てん対象とすべき	1(1)②「ユニバーサルサービスの構成要件」及び3「ユニバーサルサービスの範囲」全体における議論の参考とする。
		NTTドコモ	『ユニバーサルサービス基金制度の在り方』答申（平成17年10月25日）の第2章ユニバーサルサービス基金による補填の対象等（P7～P20）において、第2節補填の対象では、例えば移動電話には、「事業者間の競争への中立性確保の観点からも慎重な対応が必要である」（P10）とされており、更に第1節基本的な考え方において「国民が広く競争の恩恵を享受するためには、基金制度が市場における競争に中立であることが求められ」（P8）とされていることから、サービス対象範囲の検討にあたっては、競争中立性が確保されるサービス対象か否かを慎重に議論すべきと考えます。	3「ユニバーサルサービスの範囲」全体における議論の参考とする。

		個人	ユニバーサルサービスは安全・安心・確実にしかも最も経済的に行う事が大前提であり、現状では2010年以降も固定電話でおこなうべきである。固定電話も、今後通信の高度な発展と経済性からIP化は避けられず、固定電話と同様にユニバーサルサービスを行うべきである。固定電話以外でのユニバーサルサービスは妥当ではない。	同上
--	--	----	--	----

【ユニバーサルアクセスの概念の是非】

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
3(2)「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告書(06年9月)は、ユニバーサルサービスの範囲を見直すアプローチの代替案として、サービスの種類に関わりなく、アクセス網を経由して一定の要件を満たすサービスが利用可能である状況(ユニバーサルアクセス)を維持するため、不採算地域における当該アクセス網の維持費用の一部をユニバーサルサービス制度の補てん対象とするアプローチを提案している。フルIP化を視野に入れ、アプリケーションの一つとして多くの事業者が競争的に提供可能となる音声サービスと、それをのせるブロードバンドアクセス網を区別し、このインフラ部分に着目するというアプローチを採用することは妥当と考えられるか。	KVH	ユニバーサルアクセス概念は、ユニバーサルサービスの議論の延長線上にある重要な議論であるので、十分議論して欲しい。フルIP化時代にあつては、ブロードバンドアクセスの不均衡性に着目し、均衡あるブロードバンド社会の構築を目指すべきである。 ユニバーサルアクセスを論じるのなら、全国均一的なアクセス方法を論じつつ、地方の実情にも応じたデジタルデバイドの解消方法を検討するような社会福祉的な視点からの考察も重要である。この意味で本件に関する地方公共団体等との協力方法についての議論も検討して欲しい	本項目における議論の参考とする。
	NTT持株、NTT西日本、NTTドコモ	仮に、「ユニバーサルアクセス」の議論をする場合でも、まずユニバーサルサービスの範囲の議論で「国民生活に不可欠な電気通信サービス」が何かを明確化した上で、そのサービスを実現するアクセスの選択について議論するべきであると考えます。	同上
	イーアクセス、イーモバイル	検討項目として賛成致します。 ブロードバンドサービスを提供可能なアクセスも多様化しているため、ユニバーサルアクセスの概念について検討することは重要と考えます。 しかしながら、検討にあたっては、ブロードバンドサービスがユニバーサルサービスとなるほどまだ全国提供されていない段階においては、ユニバーサルアクセスの検討タイミングとして時期尚早ではないかと考えます。 また、併せて、アクセス網を重畳すると考えられるIP電話サービスの検討を進める上では、2.(2)にて意見したように、まずはNTT殿よりPSTNからIP網移行における電話サービスの移行計画を示して頂き、それを基に設定された時間軸の上で、検討を進めていくべきと考えます。	同上
	ソフトバンク	インフラに着目する「ユニバーサルアクセス」の概念は、サービスに着目する「ユニバーサルサービス」の概念と異なる新たな考え方であるため、慎重な議論を行うことが必要であると考えます。 例えば、ユニバーサルアクセスの概念、ユニバーサルアクセスの実現方法・利用技術、ユニバーサルアクセスを確保した上で実現すべきサービス等、より論点を細分化した上での議論が必要であると考えます。	同上
	ケイ・オプティコム	インフラに着目したユニバーサルアクセスの考え方を採用したとしても、この場所のこのアクセスがユニバーサルアクセスであるとの判断が、きわめて困難であると考えられます。従って、ユニバーサルアクセスの概念導入については、不適切であると考えます。	同上

		QTN	ユニバーサルサービスのインフラ部分(ユニバーサルアクセス)とサービス部分(IP 電話)を分離して検討することに賛成であるが、インフラ部分に着目したアプローチのみではなく、サービス部分にも着目して検討すべきと考える。 - FTTHによるIP 電話(0AB-J)は、インターネット接続サービスといっしょに提供されており、この結果、安価な料金設定が可能となった。 - これを電話単独サービスとして提供する場合は、FTTH コストを考慮すると料金を高く設定(PSTN 電話に比べ割高となる)せざるを得ない。つまり、IP 電話(0AB-J)の提供料金の格差が生じることになる。この点を踏まえた議論をお願いしたい。 “ユニバーサルアクセスの指定”について、不採算地域においては、一事業者による単一のアクセス網と考えられる(複数事業者による複数のアクセス網が存在するとは考え難い)ため、ユニバーサルアクセスの指定は可能と考える。	同上
	3(2)① 仮にユニバーサルアクセスの考え方を採用したとしても、「一定の要件を満たすサービスが利用可能である」といった基準を採用するとすれば、依然としてサービス範囲の見直しと同様に、その基準設定に困難を伴うのではないか。	—	—	—
	3(2)② 上記(1)の場合と同様に、複数の伝送形態をもったアクセス網が存在し、オーバーレイ型のネットワークとなっている場合、客観的な基準をもってユニバーサルアクセスの対象となる物理的なネットワークを選択することは可能か。	—	—	—

【適格電気通信事業者の指定要件の在り方】

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
3(3) 現行制度において、適格電気通信事業者にはNTT東西が指定されている。NTT法においてはユニバーサルサービスの提供責務が適用されていることから、実質的にNTT東西の現行のユニバーサルサービスの提供水準が低下しないよう、適格電気通信事業者の指定要件はNTT東西を念頭においた設定となっている。			

3(3)① ユニバーサルサービスの範囲を柔軟に見直すこととした場合、適格電気通信事業者として複数の事業者が指定されることも想定される。そこで、適格電気通信事業者の要件を緩和し、NTT東西以外の競争事業者もユニバーサルサービス制度の適用を受ける適格電気通信事業者となり得る仕組みとすることは考えられるか。	ケイ・オプティコム	現状通り、NTT東西を念頭においた適格電気通信事業者の仕組みが適当と考えます。	本項目における議論の参考とする。
	QTNNet	自治体が構築したユニバーサルアクセスは、将来、自治体から通信事業者へ設備移管されることが考えられ、これをNTT以外の通信事業者が担うことが考えられることから、NTT以外の通信事業者が適格電気通信事業者に指定されと考える。	同上
	ソフトバンク	適格電気通信事業者の議論においては、補助とそれに対応する義務との関係を明確にすることが必要です。 例えば、ボトルネック設備であるアクセス回線網を利用して提供されているサービスをユニバーサルサービスとする場合には、当該アクセス回線網の分離・開放・整備を義務付けることが必要であると考えます。 また、携帯電話をユニバーサルサービスの対象とする場合には、当該事業者が有するネットワーク設備の開放ルールの在り方についても検討がなされる必要があると考えます。 なお、NTT 東西は基金の交付を受けているにもかかわらず、あたかも自社のみでユニバーサルサービスを維持しているかのような広報宣伝活動等を実施していますが、基金による補助を受けている適格電気通信事業者は、ユニバーサルサービスを提供していることを、自社のブランド力向上等の営業上優位となる行動・行為に利用してはならないと考えます。ついては、適格電気通信事業者としてのあるべき行動規範についても議論していただくことを希望します。	同上
	NTT持株、NTT西日本	同一エリアにおいて複数の電気通信事業者を適格電気通信事業者に指定してユーザに事業者の選択を委ねるとすれば、エリアにおいて複数の通信手段を確保することが必要になり、社会的なコスト負担の増加につながることから、複数の事業者を適格事業者に指定することは適当でないと考えます。 前回のユニバーサルサービス基金制度の見直しの際の総務省情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」(H17.10.25)においても、複数の電気通信事業者を適格電気通信事業者として指定し基金からの補填を与えることは、「本来1事業者に補填を行うことによって目的が達せられる基金制度が、同じ目的のため二重に金額を要することとなり、制度に非効率が生じる」ことから適当でない指摘されています。	同上
	イーアクセス、イーモバイル	検討項目として賛成します。 将来的な電気通信市場の推移、もしくは市場をとりまく制度枠組み等環境変化を勘案すると、NTT東西以外を適格電気通信事業者に指定する状況を想定しながら、制度としての受け皿を検討することは意味があると考えます。	同上
3(3)② 上記の場合、複数の事業者が同一の業務区域内においてユニバーサルサービスを提供する可能性があるが、その場合、ユニバーサルサービスの提供に係るコストをどのように算定することが可能か。	—	—	—
3(3)③ 複数の適格電気通信事業者がユニバーサルサービスを提供している場合、そのうちの一の事業者が当該市場から撤退する可能性について、	—	—	—

	制度上、どのように考えることが適切か。			
	3(3)④ NTT東西はNTT法の規定により「あまねく電話」を提供する適格電気通信事業者となることが制度として予定されているところであるが、仮にユニバーサルサービスの範囲を拡大等する場合、電気通信事業法に規定する「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき」サービスとの間で乖離が生じる可能性がある。こうしたNTT法と電気通信事業法の関係をどう考えるか。	ケイ・オプティコム	NTT法と電気通信事業法との間で、ユニバーサルサービスに係る規定に乖離が見られた場合は、整合しておく必要があると考えます。	本項目における議論の参考とする。
		NTT持株、NTT東日本、NTT西日本	技術の進歩によって、今後、固定電話よりも低コスト・低料金で同等の品質を有するサービスが登場してくる可能性はあると考えますが、仮に、それが実現した場合には、固定電話を維持していく必要性は失われ、むしろ二重にサービスを維持することは不効率になりますので、将来的には、NTT法における、NTT東西によりあまねく電話を提供する義務が不要になるものと考えます。	同上
	3(3)⑤ 上記のほか、適格電気通信事業者の指定要件について検討すべき事項は何か。	—	—	—

【コスト算定の在り方】

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
3(4) 現行の固定電話のユニバーサルサービスの場合、加入電話は長期増分費用モデルを用いてコスト算定を行っているが、仮に複数サービス・技術をユニバーサルサービスとして想定する(又はユニバーサルアクセスの概念を導入する場合、コスト算定はどのような方法により行うことが考えられるか。			
3(4)① 長期増分費用方式は固定電話のネットワークを前提とした算定モデルであるが、これに代替する考え方はあるか。	ケイ・オプティコム	ユニバーサルサービスの概念や範囲の見直しを実施する場合においては、現行のコスト算定方法(LRIC方式)同様、透明性を確保し、非効率性を排除した算定方法が確立できることが必要と考えます。算定方法については、LRIC研究会等、別途本省研究会等を設置し、補填額の抑制や経費削減の促進を図るべく、慎重に検討されるべきと考えます。	本項目における議論の参考とする。

		ソフトバンク	まずは、基金や補助金に頼らずユニバーサルサービスを確保する方策を検討すべきであり、コスト算定方法のみならず、ユニバーサルサービスの提供コスト自体を削減・最小化するための方策について、徹底的な議論がなされる必要があると考えます。 また、ユニバーサルサービスの提供コストの算定については、提供手段を特定の通信手段に限定しないとする技術中立性の考え方の下、効率性及び透明性を確保した上で、コストの最小化を図る手法を検討することが必要であると考えます。 なお、仮に現行の基金制度が継続される場合、交付金の原資は最終的には利用者からの料金収入によって賄われるものであるため、ユニバーサルサービスに係るコストが利用者にとって過大とならないよう配慮することも必要であると考えます。交付金の上限を基礎的電気通信役務の提供に要する費用から当該役務提供により生ずる収益を控除した額とすることや、ベンチマーク方式により補填額を算定するといった現行の仕組みを維持するとともに、その他の補填額抑制の方策についても検討すべきであると考えます。	同上
		NTT持株、NTT西日本	ユニバーサルサービスを維持していくためには、実際にサービスを確保するために必要な現実のコストを算定することが必要です。このことは、ユニバーサルサービスに最低限の通信手段としていづれのサービスを指定するかに関わらず、変わらないと考えます。	同上
		KVH	補てん額の計算においては、基地局の重複等を廃し、携帯 1 社が日本全土に理想的なネットワークを構築した時の費用と平均収益額との差により合理的な金額を算出するべきである。	同上
	3(4)② コストの最小化を図る観点から、どのような方法を考えることが可能か。例えば、複数のサービス(又はアクセス形態)からコスト最小と判断されるものを選定してコストを算定することはあり得るか。その場合の「コスト最小」の判断ロジックは何か。	QTNet	“ユニバーサルアクセスの指定”について、不採算地域においては、一事業者による単一のアクセス網と考えられる(複数事業者による複数のアクセス網が存在するとは考え難い)ため、ユニバーサルアクセスの指定は可能と考える。 このとき、コスト算定は、不採算地域毎に、それぞれユニバーサルアクセスの形態(FTTH、無線など)に応じて行えるよう検討すべきと考える。	本項目における議論の参考とする。
	3(4)③ 上記のほか、コスト算定の在り方について検討すべき事項は何か。	ケイ・オプティコム	固定電話が0ABJ-IP 電話に置き換わることによる固定電話の赤字拡大の影響を排除したコスト算定方法に見直すことが必須と考えます。	3(4)②における議論の参考とする。
		主婦連	ユニバーサルサービス制度では、その負担金をユーザーに転嫁するかどうかは各事業者の経営判断に委ねられているとされていますが、今年度、結局52社中50社がユーザーにその負担を転嫁しました。さらに、NTT東西の全体の収益は増加している中、来年度には補てん額が増額となることが予想されています。その理由としては、基本料金部分のコスト計算方法の変更ということがあるようですが、そのことの消費者への周知は決定的に不足していると思われます。 経営努力についての消費者への十分な説明や、ユニバーサルサービスに係る費用の透明性などが確保されているとは言えない状況の中、今後、この制度のもとで消費者の負担がさらに増えていくことは、受け入れることはできません。従って、負担増の可能性のある、制度の見直しには反対です。	同上
		NTTドコモ	今後複数のサービス・技術をユニバーサルサービスとして想定する場合、実際にサービスを確保するために必要な現実のコストを算定することが必要と考えます。	3(4)①における議論の参考とする。同上

【コスト負担方法の在り方】

項 目	意 見	考 え 方
-----	-----	-------

	提出者		
3(5) 現行制度では、NTT東西と接続等を行うことで受益している電気通信事業者(10億円超の売上高を有する事業者に限る。)を負担事業者とし、当該事業者に割り当てられ、稼働している電気通信番号数をベースに応分の負担をしているが、こうしたコスト負担の在り方をどう考えるか。			
3(5)① ユニバーサルサービス制度は適格電気通信事業者等と接続等を行う事業者がユニバーサルサービスから受益しているという考え方に基づく仕組みであるが、こうした考え方は今後とも維持することが適当か。	ケイ・オプティコム	電気通信番号をベースとした拠出方式を採用する現行の受益事業者負担金制度を維持することは、不適当と考えます。大部分の電気通信事業者においては、ユニバーサルサービス料について、ユーザ転嫁していることから、実態に合わせ、ユーザ転嫁を法制化しておくべきと考えます。 また、現行の電気通信番号による費用負担方式を継続するとしても、少なくとも、実際に固定電話や公衆電話とは接続しない通信サービスについては、電気通信番号を利用していたとしても、算定対象外にすべきと考えます	本項目における議論の参考とする。
	QTNNet	ユニバーサルサービスの受益者は利用者(国民)であり、利用者がコスト負担すべきと考える。	同上
	NTT持株、NTT西日本	ユニバーサルサービスの維持費用の負担については、広く公平に負担することが適切であると考えます。	同上
	東京地婦連	全国あまねく誰もが利用可能な料金で利用できるという特性は、ただ利用者のみが享受しているわけではなく、通信サービスを提供している各事業者こそ受益しているものだと考えます。 現行制度の趣旨の通り、受益者である事業者と国民がともに負担する制度が実現されてこそ、ユニバーサルサービス制度と言えると考えます。	同上
	ソフトバンク	まずは、基金や補助金に頼らずユニバーサルサービスを確保する方策を検討すべきであると考えます。 その上で、将来的にも適格電気通信事業者が NTT 東西と仮定した上で基金制度について議論をするのであれば、NTT 東西の収益構造を多方面から精査することもあわせて検討する必要があります。精査すべき内容の例としては、活用業務収支とユニバーサルサービス収支の関係、NTT 東西が毎月得ている潤沢なキャッシュ(ユニバーサルサービス交付金を含む)が競争に与える影響、電電公社時代から有している不動産の含み益の扱い等があげられます。	同上
	個人	地域格差是正のための費用負担は税金で賄うのが本筋であると考える。	同上
	個人	安易に他事業者やユーザに負担を転嫁することはNTTの独占強化になる。	同上
3(5)② 負担能力の観点から設けた負担事業者の基準(現行基準値は10億円)や負担上限額(売上高規模の3%を上限)について、これを維持することが適当か。	ケイ・オプティコム	上記((5)①の意見)の趣旨から、現行の負担事業者の基準(10億円)、負担上限額(売上高規模の3%上限)について、維持することは不適当と考えます。 また、現行の事業者負担の考え方を継続するとしても、原則的には特例扱いを設けないという考えに基づき、負担事業者の基準、負担上限額については、撤廃すべきであると考えます。	本項目における議論の参考とする。
3(5)③ ユニバーサルサービスの範囲等を見直すことにより負担事業者の負担が増加する可能性があるが、この点をどう考えるか。	—	—	—

3(5)④ 仮にブロードバンドサービスをユニバーサルサービスの対象とする場合、現行の電話の利用に着目した電気通信番号をベースとする現行の仕組みは引き続き妥当性を有する仕組みといえるか。	QTN	IP電話(0AB-J)をユニバーサルサービスとした場合、現行の電気通信番号をベースとする仕組みは妥当性があると考えます。	本項目における議論の参考とする。
	NTTドコモ	現行は、電気通信番号を保有する事業者のみが負担する仕組みであるが、電気通信番号を利用しないブロードバンドサービスもユニバーサルサービスの対象とする場合には、現行の仕組みに拘泥することなく、公平な仕組みになるよう議論すべきと考えます。	同上
	NTT西日本	仮に、ユニバーサルサービスの範囲を最低限の通信手段としての音声通話からブロードバンドサービスに拡大する場合は、その負担を電話サービスの利用者だけに求めることは困難であり、ブロードバンドサービスの利用者にも応分の負担を求める方法について検討する必要があると考えます。	同上
	イー・アクセス、イー・モバイル	検討項目として賛成致します。 ⑤については、過大な負担は健全な市場競争を阻害するおそれがあることから、本研究会においては、本項目は極めて重要な課題と考えます。	本項目における議論の参考とする。
	KDDI	ユニバーサルサービスの提供の対象は国民全体であり、ユニバーサルサービスは国民が支えるべきものと考えます。 例えば、光ファイバ等のブロードバンド・インフラについては、「次世代ブロードバンド基盤整備促進税制」、「地域情報通信基盤整備推進交付金」、「地域イントラネット基盤施設整備事業」等の公的支援が用いられ、整備・維持が行われています。 サービス維持に係る公的支援の枠組みを含めたコスト負担の在り方について、検討アジェンダに追加して頂きたいと考えます。	ご意見を踏まえ、3(5)⑤を「公的支援の枠組みを含めたコスト負担等」という記述を追加。
	KVH	NHK の例にもあるように補てん額の是非について国会で承認を受ける等の審判を検討すべきである。	本項目における議論の参考とする。
	個人	ユニバーサルサービスのコストはNTTの自助努力で負担させることが良い。NTTの持つ歴史的経過、それによる内部事情をよく調査し、NTTに独自性をもたせ、NTT自身でユニバーサルサービスを出来る様にすることが肝要である。	同上

【料金の低廉性確保の在り方】

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
3(6) ユニバーサルサービスに係る料金の低廉性(affordability)は、プライスカップ規制により料金の引き上げに上限値を設けて行政のチェックに係らしめることにより確保されている。			
3(6)① プライスカップ規制は、社会経済活動に不可欠であって、かつ他事業者の十分な提供が行われていないNTT東西の提供するサービスをその対象としている。このため、例えば固定電話サービスの独占性がなくなった	ケイ・オプティコム	プライスカップ規制の在り方について、ユニバーサルサービス制度の検討と並行的に行うことは適当と考えます。 ユニバーサルサービスに係る料金の低廉性を確保する上で、当然、プライスカップ規制を適用することは必要と考えます。	本項目における議論の参考とする。
	QTN	プライスカップ規制は、料金値上げを抑制する点で有効と考えられ、この点を踏まえて検討すべきと考えます。	同上

場合、当該サービスについては料金規制が適用されなくなる可能性があるほか、別のサービスを新たにユニバーサルサービスの範囲に加えるとすれば、当該サービスについてはプライスカップ規制が適用されない。このため、ユニバーサルサービスの料金の低廉性を確保する観点から、プライスカップ規制の在り方についても、ユニバーサルサービス制度の検討と同時並行的に行うことが適当ではないか。	NTT持株	ユニバーサルサービスとして政策的に低廉な料金を確保していく必要があるサービスについては、必要最小限の料金規制が課されることはやむを得ないと考えます。 その場合には、高コスト地域においてユニバーサルサービスとして低廉な料金によるサービス提供を義務付ける一方で、ユーザからの料金収入だけではコスト回収が困難な事態が生ずることから、コストとユーザ料金収入の差額を基金から補填する仕組みが必要であります。	同上
	NTTドコモ	プライスカップ規制の是非のみを議論するのではなく、ユニバーサルサービスの利用料金の低廉性の在り方についてまず議論すべきと考えます。	3(6)④「プライスカップ規制の在り方」における議論の参考とする。
3(6)② 上記①の場合、現行のプライスカップ規制をどのように見直すことが考えられるか。	NTT持株	現在、弊社に対して課されているプライスカップ規制は、音声伝送役務と専用役務の全てが対象となっていますが、競争が進展し料金が市場で決定されるサービスについては利用者料金規制の対象から除外し、競争市場となっていないユニバーサルサービス基金の対象とされている高コストエリアの加入電話基本料、第一種公衆電話及び緊急通報（＝基礎的電気通信役務）に限定すべきです。	本項目における議論の参考とする。
	NTT東日本	政策的に低廉な料金を確保していく必要がある高コストエリアのユニバーサルサービスについては、必要最小限の料金規制はやむを得ないと考えます。 現在、弊社に課されているプライスカップ規制は、音声伝送役務と専用役務が対象となっていますが、いずれの役務も競争が進展しており、料金が市場で決定されるサービスは利用者料金規制の対象から除くべきであると考えます。	同上
	NTT西日本	ユニバーサルサービスとして政策的に低廉な料金を確保していく必要があるサービスについては、必要最小限の料金規制はやむを得ないと考えます。 現在、弊社に課されているプライスカップ規制は、音声伝送役務と専用役務が対象となっていますが、いずれの役務も競争が進展していることから、プライスカップ規制は廃止すべきと考えます。	同上
3(6)③ 現行のプライスカップ規制は一定のサービス群ごとにバスケットを設けて上限価格の設定を行っているが、サービス市場の統合、バンドル型料金の設定、市場構造の変化に伴うコスト予測の困難性等を踏まえ、どのような改善策を講じることが可能か。	—	—	—
3(6)④ 上記のほか、料金の低廉性確保を図る観点から、プライスカップ規制の在り方についてどのような事項を検討することが適当か。	NTT持株	料金規制の方法についても、IP化の進展に伴い固定電話が減少するという状況を踏まえ、規模の拡大等によるネットワークの効率性の向上があることを想定したプライスカップ規制に代わる規制方式を検討すべきだと考えます。	ご指摘の点については、3(6)全体において当然に議論されるものであり、3(6)全体における議論の参考とする

4. PSTNからIP網への移行過程における制度見直しの方向性

項 目		提出者	意 見	考 え 方
4(1) PSTNとIP網が並存する時期において、PSTN設備の撤去等に関して発生する費用等についてどのように考えるか。				
4(1)① NTT東西のPSTN網に存置されている機能(例えば番号ポータビリティに関するデータベース機能は市内交換機に存置)について、今後の取扱い及び当該取扱いに係る費用をどのように負担することが適当か。	QTNet	“番ポ”など共用設備については、これまでどおり(NTTの役割として、費用は各接続事業者が相当分を負担)で良いと考える。	本項目における議論の参考とする。	
4(1)② NTT東西がFTTH化を進めていく中、現在はメタル回線について撤去の4年前に関係事業者へ通知する仕組みが採られているが、当該撤去ルール及びこれに係る費用についてどう考えるか。	QTNet	フルIP化時代までの移行期間におけるユニバーサルサービス制度は、これまでどおりPSTNを対象に継続されると考えられ、今後予想される負担増への対策を検討する必要があると考える。 この一方策として、「PSTN不採算地域において、国の支援によりユニバーサルアクセスが整備され、IP電話(OAB-J)サービス(PSTNの後継サービス)が提供できる状況となった場合は、当該地域のPSTNはユニバーサルサービス制度の補てん対象地域から除外する」ことも考えられ、この点も踏まえて検討すべきと考える。 仮に、「ユニバーサルサービス制度の補てん対象地域から除外」する場合、当該地域ではPSTNが不要となるが、この地域のPSTNを廃止するかどうかについては、(PSTNを継続利用されるお客さまも考えられるため、事業主体であり設備所有者である)NTTの判断でよいと考える。	同上	
	ケイ・オプティコム	PSTN設備の撤去、PSTN網に存置されている機能の今後の取扱い、更にはメタル回線の撤去等については、NTT東西自らが経営戦略にて定め、遂行しているものであるため、基本的にはNTT東西にて負担すべきものと考えます。従いまして、撤去費用等については、ユニバーサルサービス基金とは切り離して検討すべきことと考えます。	同上	
	個人	NTTは公社時代から設備にかんしては原価償却をおこなっており、機器及び撤去費用はNTT内部で負担すべきと考える。原価償却が大幅に進めば、原価償却はその趣旨からして、再投資の原資であり、その範囲でIP網の移行を行うことが原則である。現状では情報通信の急激な進展のため国としてひかり通信によるIP化を促進しており、原価償却で賄えない投資には、国による低利融資を行うか、国が保障した社債の発行を行う。将来にわたりユニバーサルサービスを維持していく上ではNTTが独自で対応させることが最も重要であり、そのためNTTに自主性を持たせることが肝要である。	同上	
4(1)③ 上記のほか、PSTNからIP網への移行過程において発生する可能性がある費用等について検討すべき事項は何か。	イー・アクセス、イー・モバイル	加入電話がIP網移行後もユニバーサルサービスとして存続し続けるということについて、コンセンサスが出来るのであれば、当然ご指摘のような論点については検討すべきと考えます。	本項目における議論の参考とする。	

4(2) その他、PSTNからIP網への移行過程において検討すべき事項としてどのような項目が考えられるか。	NTT持株、 NTT東日本	当面のIPネットワークの展開に伴うPSTN設備の巻き取り等の具体的構想については、2010年を目途に検討していくこととしており、現時点決めているものではありませんが、IPネットワークへの統合やFTTH化により、市内交換機やメタル回線の撤去が必要となる際にスムーズな移行が可能となるルールが必要であると考えます。	4(1)全体における議論の参考とする。
	NTT西日本	PSTN設備の撤去については、IP化の進展状況等を踏まえて今後検討していく考えであり、現時点決めているものではありませんが、今後、固定電話よりも普及度が高く誰もが利用可能な料金のサービスが登場することによって固定電話が不要となる事態も想定されることから、その場合には、市内交換機やメタル回線の撤去が発生する際に支障とならないルールに見直すことが必要であると考えます。 現実にも既に、国の施策等によって自治体が光ファイバの通信インフラを自ら構築し、当該地域の全ての住民に対し低料金のIP電話サービスを提供しようとする例が現れています。	同上
	CIAJ	現在のPSTNに備えられている機能を、将来のサービスでどこまで担保するかによって、将来のネットワークを構成する機器の機能仕様が左右され则认为。将来のユニバーサルサービスとして、最低限備える機能と、オプション的に付加する機能等の分類を明確にする必要がある。	4(1)①における議論の参考とする。
	KDDI	(1)PSTNの在り方 現行のユニバーサルサービスの提供手段はPSTNであるので、PSTNからIP網への移行計画を、NTT東・西に確認し、その結果によって、現行のユニバーサルサービスの扱いをどのようにするか決定することについて、検討アジェンダに追加して頂きたいと考えます。 (2)現行のユニバーサルサービスの維持 現行のユニバーサルサービスを維持するという点については、IP電話や携帯電話等、複数の手段のいずれか一つを経済合理性の観点から地域毎に選択することによって維持するという概念に基づく枠組みについて、検討アジェンダに追加して頂きたいと考えます。	(1)のご意見については、4(1)全体における議論の参考とする。 (2)については、3(1)④で追加した記述により、ご意見の観点を盛り込んでいる。

5. その他の検討事項

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
上記1～4のほか、ユニバーサルサービス制度の将来像について検討すべき事項は何か。	ケイ・オプティコム	ユニバーサルサービス料のユーザ転嫁について、事業者の料金戦略や経営判断に任せるのではなく、法制化しておくべきと考えます。 例えば、交付金使途の監査結果を適格電気通信事業者の経営効率化に反映させる仕組みを整備することが特に必要と考えます。	ユーザ転嫁については、3(5)「コスト負担方法の在り方」における議論の参考とする。 また、交付金使途の監査結果を経営効率化に反映させる仕組みについては、3(4)「コスト算定方法の在り方」における議論の参考とする。

	ソフトバンク	【アクセス回線網分離の必要性】 総論にて述べたとおり、ユニバーサルサービスを効率的に最小コストで提供するためには、NTT 東西のアクセス回線網分離が不可欠であると考えます。よって、「ユニバーサルサービスの確保(コスト負担方法)の在り方」の議論に際しては、NTT 東西のアクセス回線網の分離(実質的な機能分離等)について、本研究会においても十分な議論を行っていただくことを希望します。 【無形の利益・効用等の検討】 ユニバーサルサービスの将来像の検討にあたり、現在日本のユニバーサルサービス制度においては採用されていない無形の利益・効用等の考え方についても検討すべきであると考えます。 例えば、ユニバーサルサービスの提供を行うこと自体にブランド力向上等の便益があるものと考えられるため、ユニバーサルサービス提供を通じて得られるブランド効果の定量化等、無形の利益・効用等に関しても各種調査及び検証を行うべきであると考えます。 【海外事例の検討】 ユニバーサルサービスの将来像の検討にあたり、海外における最新の事例や考え方についても調査及び検証を実施し、参考にすべきであると考えます。	アクセス回線網分離の必要性、無形の利益・効用等の検討については、3(4)「コスト算定方法の在り方」及び 3(5)「コスト負担方法の在り方」における議論の参考とする。 また、海外事例の検討については、本研究会における議論全般の参考とする。
	ウィルコム	将来像を検討するはじまりとして、現行の制度が運用され始めたことから、課題・問題点を整理する必要がありますと考えます。	本研究会における議論全般の参考とする。
	主婦連	費用の「考え方」ひとつで補てん対象額が変わり、それがそのまま消費者の負担増となるような現在の仕組みについて、制度そのものの存在の是非を含めた、根本的な見直しの必要があると考えます。 将来像については、現時点でのユニバーサルサービスへの補てんのシステムを根本的に見直した後、十分な検証を行ったうえで議論し、検討すべきと考えます。	3(4)「コスト算定方法の在り方」及び 3(5)「コスト負担方法の在り方」における議論の参考とする。
	CIAJ	a) 通信事業者のためのユニバーサルサービスではなく、一般・企業を含めたユーザのためのユニバーサルサービスであるとの前提で検討を進める必要がある。 b) 将来のユニバーサルサービスを検討する上で、技術の多様化・高度化等により、様々なトレードオフが生じると考えられる。地域間格差もその一つと考えられるが、今後、通信手段の多様化が進展する過程で、地域間の普及格差を意識した検討も必要である。ただし、最低限の通信手段の確保の概念は念頭におく必要がある。	a)については、本研究会における議論全般の参考とする。 b)については、1(1)「ユニバーサルサービスの構成要件」における議論の参考とする。